

# 内装・建物附属設備

## 工事費用の

## 勘定科目仕訳ガイド



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。  
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年3月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

# 工事内容で使い分ける勘定科目リスト

店舗や事務所の工事費用は、その内容によって「その期の経費」にするか「資産として数年かけて費用化（減価償却）」するかが分かります。請求書の明細などを確認し、維持管理のための支出か、価値を高める支出かを見極めることがポイントです。

例えば、壁の塗り替えなどの修理は「修繕費」として一度に経費にできますが、新築や大きな設備導入は「建物」や「建物附属設備」として資産に計上し、決められた年数で少しずつ経費にしていきます。

分類	勘定科目	該当するケース
経費（即時）	修繕費	維持管理、原状回復を目的とした修理など
資産（減価償却）	建物	事務所、店舗、倉庫などの新築
	建物附属設備	電気設備、冷暖房設備などの建物内の設備工事
	工具器具備品	10万円以上の事務用机、棚、ラックなどの設置

## ケース別 工事費用の仕訳パターン集

### 1 店舗の維持管理（修繕費）

建物の価値を高めるのではなく、経年劣化や破損などに伴う維持管理や原状回復のための費用です。

例 経年劣化による外壁塗装の塗り替えに30万円支払った場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
修繕費	300,000	現金	300,000

### 2 電気設備の導入（建物附属設備）

冷暖房や電気設備の新設などは資産計上が必要です。

例 新築に伴い電気設備工事を400万円を実施し、支払った場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
建物附属設備	4,000,000	現金	4,000,000

### 3 事務所の新築（建物）

建物を新築した際は一括で費用にできず、耐用年数に応じて減価償却を行います。

例 事務所を500万円の新築し、現金で支払った場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
建物	5,000,000	現金	5,000,000

# 資産計上後の減価償却イメージ

固定資産として計上した工事費は、以下の式で毎期の経費額を算出します。



計算式

$$\mathbf{1} \text{ 取得価額} \times \mathbf{2} \text{ 定額法の償却率} = \mathbf{3} \text{ 経費額}$$

**算出例** 500万円の木造事務所（耐用年数24年、償却率0.042）の場合

**例** 期末に建物の減価償却費21万円を計上した

借方科目	金額	貸方科目	金額
減価償却費	210,000	建物（または減価償却累計額）	210,000

=

$$\mathbf{1} \text{ 500万円} \times \mathbf{2} \text{ 0.042} = \mathbf{3} \text{ 21万円}$$

## 修繕か資産かの判断ポイント

### 修繕費か資産か

単なる原状回復なら「修繕費」、建物の機能アップや寿命を延ばすものは「建物」や「建物附属設備」等の資産となります。

### 諸経費の扱い

固定資産の取得に関連する諸経費（引取運賃や保険料等）は、原則として固定資産の金額に含めて処理します。

### 10万円のライン

備品などを設置する場合、10万円未満であれば「消耗品費」として一括経費にできます。